



令和6年度 補助事業等実績報告書

令和7年4月30日

函館市長 大 泉 潤 様

補助事業者等 住 所 函館市若松町33番6号
氏名または団体名 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
および代表者氏名 会長 佐藤 秀 昌

補助事業等の名称 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会運営事業

令和6年4月1日函福障をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、令和7年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金1,000,000円

補助金等領収済額 金1,000,000円

補助金等領収未済額 金 0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成15年4月1日
	構 成 員 12団体 398名
	営む主な事業 身体障害者の福祉向上のための各種事業の実施
補助事業等の内容	障害者の文化活動および社会参加活動を実施し、障害者同士の交流や社会参加活動の促進を図った（別紙事業報告書参照）。
補助事業等の実施による効果	当会を構成する12団体との連携を図り、障害者の文化活動や社会参加事業を行うなど、個々に持つ障害を越えて各事業に協力し合い、事業を円滑に進めることで身体障害者の自立の向上と団結および社会参加への意欲を高めることができた。
備 考	《構成団体》 函館肢体障害者福祉協会、一般社団法人函館視覚障害者福祉協議会、函館聴覚障がい者協会、函館市恵山地区身体障害者福祉協会、函館市南茅部地区身体障害者福祉協会、函館肢体不自由児者父母の会、函館中途失聴者・難聴者協会、特定非営利活動法人おはよう共同作業所、特定非営利活動法人軽食喫茶ピュア、就労継続支援B型事業所コロポックルはこだて、社会福祉法人かいせい、特定非営利活動法人千螢社

- 注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
3. 工事の施行を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

単位:円

項 目	本 年 度 予 算 額		本 年 度 決 算 額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
1基本財産運用収入	0	0	0	0	0	0	定期預金利息
2入会金収入	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	
3会費収入	121,000	121,000	119,400	119,400	1,600	1,600	300円×398名
4補助金等収入	1,493,000	1,493,000	1,493,000	1,493,000	0	0	
函館市補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	運営補助金1,000,000
函館市社協事業助成金	143,000	143,000	143,000	143,000	0	0	福祉大会113, 相談員研修会30
相馬報恩会助成金	300,000	300,000	300,000	300,000	0	0	
北身協助成金	50,000	50,000	50,000	50,000	0	0	全道身障者福祉大会参加助成
5社会参加促進事業収入	1,200,000	0	1,103,352	0	96,648	0	
自動販売機設置事業	1,200,000	0	1,103,352	0	96,648	0	12台
6雑収入	52,000	52,000	22,500	22,500	29,500	29,500	
利息収入	1,000	1,000	2,500	2,500	▲ 1,500	▲ 1,500	利息
全道身体障害者福祉大会参加者負担金	50,000	50,000	20,000	20,000	30,000	30,000	全道福祉大会参加者負担金
雑収入	1,000	1,000	0	0	1,000	1,000	
7寄付金収入	1,000	1,000	0	0	1,000	1,000	
8この福祉支援基金繰入金収入	4,455,000	4,455,000	4,234,367	4,234,367	220,633	220,633	
9前期繰越金収入	0	0	0	0	0	0	
合 計	7,324,000	6,124,000	6,972,619	5,869,267	351,381	254,733	

支出の部

項 目	本 年 度 予 算 額		本 年 度 決 算 額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
1事業費	2,122,000	1,281,000	1,911,798	1,222,891	210,202	58,109	
・主催・共催事業支出	1,705,000	1,281,000	1,559,291	1,222,891	145,709	58,109	
函館市身体障害者福祉大会費	280,000	146,000	296,290	145,593	▲ 16,290	407	第70回大会開催
レクリエーション・スポーツ大会費	200,000	104,000	127,941	15,556	72,059	88,444	第43回大会開催
全道障害者福祉大会派遣費	250,000	130,000	159,984	131,054	90,016	▲ 1,054	弟子屈町開催
北海道障害者スポーツ大会派遣補助	60,000	31,000	60,000	60,000	0	▲ 29,000	フロアバレーボール、ボウリング、卓球
身体障害者相談員研修会費	50,000	10,000	53,480	10,980	▲ 3,480	▲ 980	2名
加盟団体会員研修会費	855,000	855,000	855,000	855,000	0	0	12団体
あいよる21利用者作品展支出	10,000	5,000	6,596	4,708	3,404	292	
・社会参加促進事業支出	417,000	0	352,507	0	64,493	0	
光熱水費	320,000	0	255,187	0	64,813	0	自販機設置事業
負担金	96,000	0	96,000	0	0	0	自販機施設使用料
事業費雑費	1,000	0	1,320	0	▲ 320	0	銀行振込手数料
2管理費	5,202,000	4,843,000	5,060,821	4,646,376	141,179	196,624	
人件費	3,640,000	3,640,000	3,525,458	3,525,458	114,542	114,542	
給料・諸手当	2,763,000	2,763,000	2,763,000	2,763,000	0	0	
給料・諸手当	379,000	379,000	301,200	301,200	77,800	77,800	
法定福利費	498,000	498,000	461,258	461,258	36,742	36,742	社会保険料
通信運搬費	120,000	120,000	117,773	117,773	2,227	2,227	電話料、郵送料
借料損料	153,000	153,000	152,592	152,592	408	408	リース料(Fax付複写機)
印刷製本費	120,000	100,000	115,438	115,438	4,562	▲ 15,438	コピー印刷等
会議費	150,000	140,000	108,100	96,100	41,900	43,900	総会、理事会、三役会議
負担金	201,000	201,000	215,517	205,517	▲ 14,517	▲ 4,517	北身協会費、事務室使用負担金等
旅費交通費	120,000	62,000	92,019	84,640	27,981	▲ 22,640	旅費、ガソリン代
慶弔費	30,000	0	35,000	0	▲ 5,000	0	新年会費ほか
福利厚生費	140,000	140,000	137,538	137,538	2,462	2,462	健診料、事務服
租税公課	90,000	90,000	100,200	100,200	▲ 10,200	▲ 10,200	法人住民税80,000、登録免許税20,000他
保守修繕費	44,000	44,000	44,000	44,000	0	0	パソコンソフト保守料
委託料	55,000	55,000	60,500	60,500	▲ 5,500	▲ 5,500	税理士報酬

項 目	本 年 度 予 算 額		本 年 度 決 算 額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
消耗品費	20,000	20,000	24,473	0	▲ 4,473	20,000	事務用品
退職給付積立	221,000	0	220,955	0	45	0	
什器備品費	78,000	78,000	87,400	0	▲ 9,400	78,000	事務局PC購入
雑費	20,000	0	23,858	6,620	▲ 3,858	▲ 6,620	メールプロバイダー料、振込手数料
合 計	7,324,000	6,124,000	6,972,619	5,869,267	・ 351,381	254,733	

※実績報告の場合 収支差引額

0 円

(注) 1. この様式は、補助金等の交付申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。

2. 項目は、詳細に区分して記載すること。

3. 金額の単位は、申請の場合は「千円」、実績の場合は「円」とすること。

4. 内訳には、金額の算定基礎その他必要な事項を記載すること。

5. その他必要と認めた書類を添付すること。